

第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）

指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成30年10月30日（火）午後2時から午後3時45分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階第3会議室
3. 出席者 (委員)小寺委員、道幸委員、清石委員、可知委員、市原委員
(事務局)狩俣障がい福祉課長、東谷障がい福祉課長補佐、池尻障がい福祉課長補佐、西本障がい福祉課副参事、中川障がい福祉課係員
4. 内容 会議の進め方及び審査基準の説明、第2次審査(プレゼンテーション)及び質疑応答による審査、審査結果報告、総合評価、指定管理者候補者の決定、閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 (担当課名) 保健福祉部 障がい福祉課
(電 話) 06-6902-6154（直通）
7. 会議録

【事務局】

ただ今より、第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。本日は、ご多忙中にも関わりませず、選定委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。

私、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課東谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、携帯電話について、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいております。資料6の「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第10条第2項に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、お席につきましては、お配りしました座席表のとおり、事務局で指定させていただいております。合わせてご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会 次第でございます。

資料1 「第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会委員名簿」

資料2 「第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会 第2次審査予定表」

資料3 「第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会第1次審査 事務局集計表」

資料4 「第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者第2次審査基準及び委員採点表（案）」

資料5 「第2回障がい福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会第1次及び第2次審査事務局集計表」

資料6 「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」

資料に不足はございませんでしょうか。

なお、第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会で議題となりました自立訓練事業の実績についてであります。申請団体に確認しましたところ、自立訓練の利用ニーズがないため、本市と協議し、平成21年に大阪府に廃止届を提出しているとのこと。よって、自立訓練事業は行っており、実績はありません。

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。

委員長よろしくお願い致します。

【委員長】

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませず第2回門真市障がい者福祉センター指定管理者候補者選定委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、第1次審査通過の1団体によるプレゼンテーションと質疑応答を行っていただきますので、第1回選定委員会の結果を踏まえたご審議をお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、それぞれ意見交換を行っていただき、施設の管理者にふさわしい団体を選定いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

それでは、本日の会議をはじめさせていただきます。

議題1の「会議の進め方及び審査基準について」事務局より説明願います。

【事務局】

事務局から会議の進め方及び審査基準についてご説明いたします。

資料2の「第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会 第2次審査予定表」をご覧ください。

第2次審査は、株式会社オールケアライフによるプレゼンテーションとなります。

プレゼンテーション審査は、はじめに申請団体から事業計画書のプレゼンテーションを15分以内で行っていただき、その後、質疑応答を20分程度行います。その後、15分程度で第2次審査の採点を行っていただきます。プレゼンテーション審査につきましては、第1次審査の得点に関係なくプレゼンテーションの内容及び質疑応答等

を踏まえた評価をお願いいたします。

質疑応答に関しましては、同じく資料4をご覧ください。

配点表についてですが、申請団体から提出された、施設事業計画書等をもとに、利用者のニーズの把握及び更なるサービス向上を図るための具体策など、5年間の指定を適切に行うことができる内容になっているかを踏まえた6つの質問を作成しております。

得点については、質問1～5は各10点、質問6は20点とし、1人当たりの満点は70点とし、委員5人で最大350点となります。

採点の際は、採点表に得点を記載していただきますようお願いいたします。

内容ですが、審査項目につきましては、今回の指定管理者に対し、本市が期待する項目としております。

1つ目としましては、障がい児（者）の支援策について

2つ目が、障がい者の就労雇用について

3つ目が、利用者の安全・安心に対する取組について

4つ目が、送迎サービス等における交通安全対策について

5つ目が、障害者虐待防止法に係る取り組みについて

6つ目が、指定管理者としての総合的な評価についてです。

採点表の右端にあります備考欄には、ご自由に審査項目のことなどについて記入していただきますようお願いいたします。

また第1回選定委員会で、ご決定いただいた通り、第1次審査の配点につきましては、委員1人当たりの満点は100点とし、委員5人で最大500点としておりますので、第1次審査と第2次審査を合わせて計850点満点とします。

第1次審査及び第2次審査の結果、申請団体の得点が、850点の6割(510点)以上に達しない場合は、指定管理者として適格者なしとします。

【委員長】

ただいまの事務局からのご説明につきまして何か意見、ご質問はございませんか。

【B委員】

すいません。あの私の質問ですが、会社の業績内容とか個人情報的なことが入っているので、要するに借入先とかこういったことは、議事録上どういう扱いになるのでしょうか。

【事務局】

非公開となります。

【B委員】

そうですね。その方が私個人としては、会社に不利益を被る可能性があるのですが、その扱いで助かります。

【委員長】

ほか、ございませんでしょうか。

【委員長】

よろしいでしょうか。そうしましたら、会議の進め方及び審査基準について事務局案のとおりで決定してよろしいですか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【委員長】

異議なしですので、資料4の採点表を用いて第2次審査を行います。

＜事務局から、第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）
指定管理者候補者第2次審査基準及び委員採点表を各委員に配布＞

【委員長】

そうしましたら、採点表の（案）を削除した、今事務局からお配りしてもらったこの採点表を用いて、この項目で採点していくということになります。

審査項目の1から5番は、以前に委員の皆様へ質問を割り振りさせていただいたのですが、6番目については、指定管理者としての総合的な評価についてということで、このあたりが必要ではないかということで、新たに付け加えていただいた項目となります。

この項目は、申請団体に対して、自由に聞かせていただいていた方がいいですか。

【事務局】

はい。お願いします。

【委員長】

よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして議題2、「第2次審査（プレゼンテーション審査）」について事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、これより株式会社オールケアライフにプレゼンテーションを行っていただきますので、入室してもらいます。

(株式会社オールケアライフ 入室)

【事務局】

審査の前に、2点確認をさせていただきます。

貴団体の役員等に本市の市長や議員が加わっていることはないでしょうか。

【ホールケアライフ】

ありません。

【事務局】

次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

【ホールケアライフ】

おりません。

【事務局】

それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。

私が「開始してください」と言いましたら、審査を開始しますので、15分以内で施設事業計画書等のプレゼンテーションを行ってください。

15分後にタイマーが鳴りましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。

また、1分前になりましたら事務局が手を挙げて、合図をいたしますので、時間内でまとめてください。

その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、必要があれば公表することもありますので、ご了承ください。

それでは、プレゼンテーションを開始してください。

【ホールケアライフ】

(プレゼンテーション)

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

【委員長】

ありがとうございました。

それではこれから、質疑応答に移りたいと思います。質問のある方お願いしたいと思います。

まず私のほうから質問させていただきたいと思います。

オールケアさんから出されております用紙の中の事業計画書の中に、指定管理者の指定を申請した理由というところに（3）かな。歩行可能な重度心身障がい児や精神疾患、統合失調症による自殺の念慮等によりマンツーマンでの対応が必要な方。視覚と聴覚の重複障がいにより、コミュニケーションが困難な方など常に複数の職員で対応する方がおられるため障害者総合支援法の人員配置を上回る職員配置で対応してきたとのことですが、これまでこういうケースがありましたか、具体的な事例があれば、紹介させていただきたいです。

【オールケア】

門真市民のかたで、視覚、聴覚の重複の障がいの方がおられて、その方が長年そういうかたちであったので、精神的にも障がいをお持ちになられていて、その方に家族との話し合いは深めるとともに、センターにお越しの際にはもちろんマンツーマンで対応させていただきました。会話は指談なんです。手のひらにこちらがひらがなで書いてそれに分かったとか返事をいただいて、中途障がいなので、言葉は発せれるですね。わかった。いや、それはあかんとか、そんな会話を繰り返しながら、ほぼマンツーマンとしてさせていただいて、ガイドヘルプもホームヘルプも、そして施設で過ごしていただくのもすべてマンツーマンで対応させていただきました。

ご家族も要介護になられる時、骨折とかによってですが、があつて、ご家族からすべて提供させていただいたことがありました。

今現在その方は施設に入所されましたので、門真市障がい者福祉センターの契約は終わっています。

【委員長】

ありがとうございます。

他委員のみなさんご質問ございませんでしょうか。

はい。どうぞ。

【副委員長】

よろしく願いいたします。提出された事業計画の中で気になっている点としまして、安全対策等のところで質問したいと思っています。

具体的には、いただいていた資料の方で、ページ数が書いていないのですが、資料の3ということで見えていきますと、家族交流等はあるのですが、その3行目に今後地震や洪水災害時の対応や家族等の連絡手段、安否確認方法など意見交換を交えながら再度詳細な防災マニュアルを作成という一文がありますが、今年度大変大きな地震が発生した中で、例えば、本校在籍の医療的ケアが必要な重度の方等については、登校時間であったのでセーフでしたが、守口市の一部では停電が起きました。

本校の場合、たん吸引等をする電源が喪失した場合に備えて、ガスの予備の非常用電源を医療的ケアが必要な方については用意しておりますが、具体的な対応としてどれぐらい用意されているのか。まず大きな地震への対策についてお聞きしたいと思っていま

す。

2つ目に不審者の侵入や火災等についてであります。センターでは、本当に医療的ケアの方をたくさん受け入れていただいておりますので、人員の配置が普通の事業所さんよりも多いといえども、避難しないといけないとき、オールケアさんのスタッフだけでは大変だと考えています。そういった場合に館内に入っている他の事業所等と連携して対応しなければならないと考えており、また火災、地震訓練や不審者の訓練をされていることが必要だと感じておりますが、どのように取り組まれるのかをお聞かせ願います。

【ホールアライズ】

はい。ありがとうございます。

まず停電とかについては、ガソリンによる発電機が1台別の事業所にあります。ただガソリンはダメだということで、カセットボンベの発電機を今事業者様と話し合いをしているそんなところなんです。もちろん発電機に頼りたいのですが、足ふみしながら吸引する機械を全事業所に準備している形になります。それと、緊急時の避難の方法というのは消防を交えて、毎回門真市福祉センターでの消防訓練の時には各階の方に協力していただきながら行っている。そんな風にしております。もともと障がい者福祉センターが2階にあるということは問題があると意見を述べさせていただいております。でも今現状ありますので、いざというときにはスムーズな対応を考えていて、今出来たから100点でなくて、常に考え続けていこうとしています。

【ホールアライズ】

あと、地震があったときにどのように連絡をとっていくか、前回の地震の時は比較的電話が通じないけど、またすぐ通じたというのがありました。

ラインがつながったり、ライン電話がつながったり、手段を増やしていくようなところを検討していく。スマホを活用していくこともやっていっているところでもあります。

不審者に対しては、今安全な場所を見直すとともに、私たちが、誰かなと周りを見渡す目、不審者だと思える目、スタッフが気づいていかないといけない。サスマタやネットランチャーや長距離飛ぶスプレーであるとか、そういうもの今検討しています。

【副委員長】

ありがとうございます。

もう1点、安全対策のところでは事業計画をみせていただいているところがあります。たくさん医療的ケアの方を受け入れていらっしゃるようで、本校においても、放課後等デイサービスの利用者の方が多くおられる状況ですが、放課後等デイサービスでおやつを出されているのかどうかお伺いいたします。

なぜ気になりますかという、食物アレルギーの方が増えていたりしますから、サービス利用契約時等において、食物アレルギーに関する情報をどのような形で把握し、どのようにして利用者の安全を担保されているのかについてお伺いしたいと思います。

【ホルケアライフ】

ご契約時にご家族の方にアレルギーを含め、お話を伺っています。おやつは出しています。そこは買って来たものになります。内容を見せていただいて、アレルギーのある方は除去させていただいて、使っていませんということになります。

【委員長】

他ございませんか。

【C委員】

質問ですが、重度障がい者、子どもさんが在宅生活を送るうえで、在宅支援3本柱とか相談支援事業、グループホーム事業が中心かと思います。在宅生活3本柱、通所事業訪問事業、短期入所事業があるかと思います。1本目の通所事業は、成人は生活介護児童は放課後等デイサービスになるかと思います。短期入所事業、グループホーム事業はまだ実施されていないように思うのですが、運営方針とか申請した理由の中にすべての事業に参入、トータルでサポートとうたわれていると思うのですが、今日プレゼンを聞いて、ナースの方に学校に行ってもらったり、さらにドクターを養成しようということをお聞きしまして、将来的には障がい児者また医療的ケアが必要な成人の方児童の方が安心して地域で生活できるように、さらに短期入所事業やグループホーム事業に参入されるのか、聞きたいと思います。

【ホルケアライフ】

私たちが担当させていただいているご家族さんが、ずいぶん高齢になられ、利用者さんから相談を受けることがあります。自分たちが住んでいる家を提供するからグループホームをやってくれと申し出があります。思いは実現したい、そんな回答をしている。

ただ総人員的に450名を超えるものが在籍あるんですが、現場はみんな人不足という声があって宿泊を伴う住まいになる。また、ショートのような夜間になる。その人員を確保するのは現状難しいです。グループホームは必要に迫られたときについては前向きにやっていくという考えももっています。ショートステイについては、以前門真市が門真市の土地をショートステイ事業者にという提供があって、私たちはよう手をあげなかったんですが、そこが建設されているので、ショートステイは出来たのかなという思いをもっています。ただ、現状医療的ケアは受け入れないと聞いています。何らかの協力ができればと考えています。私たちが単発でやりますというよりは、せつかく施設ができたので、何らかの協力をさせていただいて、利用者さんが活用できればという思いを持っています。ショートステイは私たちとしては計画はありません。グループホームについては必要に迫られた時に前向きにやっていきたいと考えています。

【委員長】

他ございませんでしょうか。

はい。どうぞ。

【B委員】

財務状態及び経営成績について、質問し回答を得た。

【委員長】

他ございませんでしょうか。

【E委員】

すいません。よろしくお願いします。

事業計画書を見させていただいた中で、交通安全対策のことをもう一度聞かせてください。

送迎サービス等に安全運転と事故防止に対する交通安全対策に結構詳しく書いていただいています。そういうところで、送迎サービス時の交通事故の未然防止対策について、具体的な方法であるとか姿勢等について述べていただきたいと思っております。特に、送迎サービスについては狭小な道路、路地を通ることが多いと思われるので、その点特に注意を要すると思っておりますので、その点を踏まえてお願いしたいと思いません。

【ホールアライフ】

今、現時点でやっておりますのは、ドライバーさんを集めて、安全運転を行うため研修会を定期的にやっていくということを行っております。それは、変わったことではなく、本当に当たり前の車間距離をあけるとか、黄色になったら車は止まるようであるとか、そういう普通に当たり前にしていくべきことが、日々のなかで、送迎の時間に遅れそうになった、じゃあ慌ててしまった。そういう風なことをどのようにしたら、なくしていけるのか。スタッフの連携であるとか、そんなことを一回一回見直していく、無くしていくことを目的として研修会をしています。

毎月1回ドライバーミーティングをおこなっています。スタッフからの意見を出す、ドライバーから意見を出すということで、この道は危ないとか、この道は困難だね。意識確認、安全確認を行っていく。毎週月曜日の朝にはドライバーとの朝礼を行っていく。そして、今週も安全運転で行きましょうねという意識で一週間のはじまりをしています。

【E委員】

どうもありがとうございます。

ちなみに安全運転の研修会ですけども、それは施設の中でやっておられるのですか。講師として外部から講師を招くなどなされているのですか。

【ホールアライフ】

なかでやることもあります。そして、いつも福祉車両の協会の副会長さんが定期的に来てくれたり、前は門真市の警察署のおまわりさんに来ていただきまして、研修会をしていただきました。

【E委員】

ありがとうございました。

【委員長】

ありがとうございます。どうぞ。

【副委員長】

E委員と同じところで、安全対策についての質問です。

今みなさんに講習会をしているということが分かりましたが、事業所さんとして、放課後等デイサービスの運転手についてのスキル等のチェックを、定期的実施する仕組みはありますか。

昨日もどこかの路線バスの運転手が運転中に意識を喪失したということで大きな事故になっていますよね。加齢を重ねることの意味とか診断をお持ちの方のチェックでセーフティができる仕組みがあるのかどうかお伺いします。

もう一つは、先ほど大規模災害の話をしました。送迎中に安全対策の一環として送迎中に災害が施設の中ではなく、送迎中起こった時の運転手に対しての指示としてのマニュアルはあるのでしょうか、合わせてお伺いいたします。

【ホールケア】

ドライバーさんに関してというところで、毎回こうやっていますというのは、まだ今の時点ではないです。そこはこの先どういう風に行ったらいいのか現在検討中であります。

毎回ドライバーさんの元気を見ていく。顔色を見ていく。日々のなかでコミュニケーションをとって話をしていく。そういうところと、スタッフは毎日会っていますので、今日は元気がなかったとかスタッフからの聞き取りであるとか、ドライバーさん自らの話であるというのはしてはいますが、必ずこういうようには決められていないところもあるので、今後検討してやっていくべきことかなと思っています。

地震時の送迎ですね。送迎中、発作が起きました。緊急時の時は止めなさい。それから、通常の発作であれば電話ができますので、その状況に応じて直接救急車に電話しなさい、事務所に電話しなさいとは決まっています。新たに前回の地震を受けてというところで、まずこうなったらよけなさい。そして、まずは連絡をつけなさい。連絡がつかない時は帰って来なさいと伝えていきます。地震の時はその時の状態が戻れる位置なのかある、そういう問題もありますが、おそらく門真の場合はまず大丈夫ということで、帰ってきなさいと伝えていきます。

【C委員】

すいません。障がいの権利擁護の一つとしまして、障害者虐待防止法は「平成24年の12月から施工されているわけですが、オールケアさんにおきましては、放課後デイは18歳までの方、生活介護の場合は18歳から64歳までの方。児童と成人との児童と

障がい者の虐待防止がからんでいていると思いますが、職員の研修体制のなかでも書かれています。研修の取り組みでも結構ですし、予防をどうされているか。擁護者に対しての虐待が増えています。予防と早期発見にどのように取り組まれているのか防止法が施工されて、5年になるんですが、その間に擁護者に対する虐待、事例とかお聞きしたい。その時の対応の様子とかお話できる範囲でお聞かせ願いたいですが、もしなければなしということで結構でございます。

【ホールアライフ】

虐待の例ですか、虐待の例はたぶんないと思いますが、自分たち日々していることをどう振り返るかが、虐待の予防になると思います。自分たちがやっていることを振り返ることが自分たちがどうやっているか気が付けることになると思います。

虐待の研修を外部の弁護士にいただきました。その時期と同じぐらいの時に虐待のセルフチェックの分をプリントアウトしてスタッフみんなに配布し、自分たちはどう思っているようなチェック内容を主任やリーダで集計をとり、そのなかで、書いてくれた人に聞きに行って、そこから振り返っていく。そこを全体におろしていく。こういうことがみんな気になるよね。この言葉使いでいいのか話をしています。

私たちの中では女性スタッフが多いです。同性介助をまず一番だと思っているのですが、女性スタッフが多くて、男性スタッフが少ない。ご利用者さんは男性が多い。女性が少ない。どうしても同性介助だけにはなりきれません。ご利用者様の意思が確認できるかたまたご家族様のご意向にもプライベートの部分は配慮しながらさせていただいているのが現状です。

【B委員】

障がい者雇用について伺います。会社の性質上制約が多いと思います。障がい者雇用についての考え方と利用者様の就職支援について教えてください。

【ホールアライフ】

生活介護という形になるので、利用者さんは雇用ではないので、利用者さんと雇用は関係ないとなります。障がいの方だから動きに対する配慮はしますが、仕事の成果に対する配慮をするわけではない。成果に対する配慮はしないという考え方をもって、障がい者雇用の募集をしています。前年度末に1人退職をしたので、この申請書をお出しさせていただく時点では障がい者雇用は達していなかったんです。ただ、同じ考えのもと、募集していると、11月1日から2名の方に入らせていただく予定になっています。1名は常勤、正職候補、1名パートで入らせていただく予定になっています。11月から障がい者雇用率はクリアする。考え方としては、成果は同じようにやろう。でも何かの配慮はしていくが、何かするだけでいいとかは一切しておりません。そこで噛み合う人に来てもらっています。

【B委員】

もう一つ、大変な仕事なので、離職率を教えてください。

【オールケアライフ】

離職率の出し方にもあると思うんですが、やめる方は3か月以内に辞めていかれます。高齢者の介護を経験したから、障がい者福祉を経験したいと入ってこられます。私たちは全く違うものだと言明はするんですが、高齢者介護に戻られる。あわないと言って辞めていかれます。入社3か月以内では多いです。1年以上の方は結婚退職とかになります。

入社してすぐの方を入れると離職率は高いです。

【B委員】

ありがとうございます。

【委員長】

ほか何かご質問はございませんか。

ほかに無いようですので、以上で質問を終了させていただきます。

【オールケアライフ】

ありがとうございました。

【事務局】

選定結果につきましては、11月上旬に郵送させていただきますのでよろしくお願いたします。株式会社オールケアライフさま、本日は、ありがとうございました。

【オールケアライフ】

ありがとうございました。

【事務局】

それでは、委員の皆さま15分程で採点をお願いいたします。

【委員長】

それでは、事務局は第2次審査結果配点表を回収し、集計を始めてください。

これより集計結果が出るまで休憩とします。

(休憩および集計)

【委員長】

それでは、委員会を再開します。

議題3「審査結果報告」について事務局から説明願います。

【事務局】

集計結果について報告します。

株式会社 オールケアライフの得点は、資料3の「第1次審査の得点」と、ただ今採点いただきました、「第2次審査の得点」を合わせた合計点は591点であり、850点の6割(510点)を上回っております。以上で、集計結果の報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。

第1次の書類審査と第2次のプレゼンテーション審査を通して、委員の皆さんから評価・選定に関してご意見を伺いたいと思います。何かございますか。

【B委員】

変なところに投資されたときに、指定管理のお金がどこかに行ってしまわないか、お聞きしたかったところが株式です。1つは関連性のある韓国のこと。農業と農福とはおもしろい発想です。関連性をもってやっておられる。未来農業研究所は、立ち上がったところなので、わかりませんが、マイナスではないだろうと判断しました。

【C委員】

私の質問させてもらったところにつきましては、グループホームにつきましてもショートステイにつきましても、あまり前向きではない感じでありました。これは今後の課題かと考えております。全国的に見ましても府内的に見ましてもこれだけの医療的ケアが必要な子どもさん、成人の方にケアをされているのは、かなり評価できるのかと思っております。

他は、虐待のほうに関しまして、これまでそういう対象の方いなかった。弁護士の方を講師に呼んで研修というか対策をされているのは、前向きに考えておられると思えました。

【委員長】

他ございませんでしょうか。

【E委員】

一次の審査結果、自分の評価が厳しかったのかと皆さんも分かっていたかと思えます。基本は書類審査なので、カットする判断でやっていたのですが、B委員が最後点数を割愛された結果マイナスの評価になっていたのですが、それを踏まえて、今回プレゼンが重要と思っております。今回は1社のみで、競争相手がいないので、比較ができないなかでのプレゼンでしたけど、これまでの実績があるところ、管理者としては安定感があると考えています。プレゼンの説明を聞いておりますと。十分やる気を感じておりますし、前向きさも感じますので、期待したいと考えます。

私が聞いたのは、実際実績として、細かな接触事故とかが多い事業者でありますので、もうちょっとつつこんだ考え方というか事故対策を考えていると答えてほしいと

というのが正直なところですよ。

以上です。

【B委員】

財務的には安定している。障がい者を雇うのは、結構大変だと思うんです。努力されているのは評価できる。募集をかけて採用されている。代表の方も熱く語られており、職員に対して働きかけをしてよくされていると、離職者もあの程度であれば問題はない。大変な施設の中でよくされていると思います。以上です。

【副委員長】

熱意と実績もしっかりと話が聞けましたので、プレゼンテーション審査を行って私もよかったと思っています。また助かりましたのは、先に質問項目を事前に決めていただいて、こちらでも整理して質問を投げかけられたと思います。

本校の医療的ケアの方のことでいうと、10年前と様変わりしております、行き先がなくて本当にどこからも断わられておりました。よくここまで時代が進んだなと思っております。

門真市の福祉センターの中に、医療的ケアでほかに受け入れがないところにたくさん受け入れている事業所さんが入っていることには大きな意義があると思っています。現在中学部の方、高等部の方も医療的ケアが必要な方がいらっしゃいますので、今後もそこが進んでいくことを願っています。

【委員長】

ありがとうございました。はい。どうぞ。

【C委員】

B委員がご質問されていましたが、未来農業研究所のオールケアが農福ということをおっしゃっていただいていると思うのですが、農福一体事業は今、国の方でも進めていっている事業でございます。農業というか、土を触るといふか、障がい者に進められています。先進的にもされている。他にそういった事業所はないと思います。そういったことにも取り組んでおられる。

【委員長】

私がかねてから、社長の熱意に基づいて、重度心身障がい者の医療的ケアのことを先頭に立ってやって来られたという実績については、感服しています。今日は地域への貢献、門真市が整備されます地域拠点の特にショートステイ医療的な関与も考えていきたいという前向きな話もございました。地域に貢献できる施設かなと感じました。

【B委員】

点数2点上げたいと思います。

すいません。1番上のところで6を8にあげたいと思います。影響しないと思います

が、2点上げたいと思います。

【委員長】

B委員の点数を2点上げたいと思います。

【委員長】

それでは、第1次審査と第2次審査の合計得点と皆様のご意見を集約し、事業の安定性、実績、財務的な安定性の理由から、オールケアライフが妥当と思いますので、指定管理者候補者を「株式会社 オールケアライフ」に決定したいと思いますよろしいですか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【委員長】

それでは、以上のおり、指定管理者候補者を「株式会社 オールケアライフ」とすることについて、市長に答申を行うことと決定します。

最後に、今後のことについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後の日程等についてご説明します。

まず、申請団体に対しては、11月上旬を目途に選定結果を郵送により通知します。また、本日より2週間以内に、第2回選定委員会の会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公表します。会議録につきましても前回会議で申し上げましたとおり、第2回選定委員会終了後速やかに、第1回と第2回選定委員会の会議録を併せて公表します。

次に、指定管理者候補者を市長に答申を行ったのち、指定管理者として決定されるまでの手続きについてご説明します。本委員会により指定管理者候補者として答申された団体を、市長が12月に開催される平成30年門真市議会第4回定例会に議案提出し、指定議決を求めます。この議決をもって指定管理者として決定することとなります。

最後に、大変お忙しい中、約2週間にわたり、貴重なお時間を割いていただき、障がい者福祉センターにふさわしい指定管理者候補者を選定いただきましたことを、事務局一同心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

【委員長】

以上をもちまして、第2回門真市障がい者福祉センター(門真市保健福祉センター内)指定管理者候補者選定委員会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会)